

# 住まいの困窮 コロナ禍で切迫

7/5 朝日

■住まいに困窮したら使える制度は

	概要	主な要件	期間	上限額
住居確保給付金	離職や廃業後2年以内の人への支給	世帯収入は、市町村民税(均等割)の額と世帯員が支払った額を合わせた額以下	原則3カ月(最大12カ月)	地域による(東京23区は原則5万3700円)
生活保護	最低限の生活を営むことが困難な世帯員への支給	世帯収入は、最低限の生活を営むことが困難な世帯員が支払った額を合わせた額以下	要件を満たす限り	地域による(東京23区は原則5万3700円)

(厚生労働省などへの取材による)

コロナ禍で、ある男性が仕事を失うと同時に住まいを追われた。13年前のリーマン・ショックで多く見られたような光景だ。男性はなんとか別の住まいを確保できたが、コロナ禍で「住まいの支援」の必要性が改めて浮き彫りになっている。

## 雇い止めで寮退去 支援者探し生活保護へ



コロナ禍の雇い止めで住まいを失い、生活保護を受給している40代男性。支援者に救われた感謝を口にする＝7月20日、東京都中央区

今年1月、東京都内のコンビニの駐車場に止めた車内で、40代の男性が支援者と向き合った。この日が初対面の相手に、男性は声を振り絞った。

「もう、どうなってるの。死んでもいい」。真冬の寒さの中で、男性は住まいを追われそうになっていた。

「こんなに投げやりな気分になったことはない。支援者に事情を話すと、心に浮かんだ言葉が漏れ出した。一方で、心のどこかで「誰かにすがりたい」という思いもあった。

支援者は言った。「ひとりの命は安くない。大切にしてほしい」。

この言葉が男性の心に染み渡った。男性は支援者の助言に従って生活保護を受け、今は豊島区のアパートで暮らしている。

都内の私大を卒業し、通

信会社で正社員として5年ほど働いた。だが、睡眠4時間という長時間労働に耐えられなくなり、故郷の新潟県に戻った。親とは折り合いが悪く、実家には戻らず、ゲームセンターで働きながら一人暮らしをした。

そのうち、東京にまた出たくなった。2015年、都内のビジネス街にあるコンビニで、店長として働き始めた。身分は店を運営するフランチャイズ会社の契約社員。会社の寮に入り、十数人のアルバイトを使って店を切り盛りした。

20年に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大。1度目の緊急事態宣言が出された4月の前後には、1日の昼間の客は200〜300人から十数人にまで激減した。

ちょうど店のフランチャイズ契約の更新時期だった。会社は5月の閉店を決め、男性は雇用契約を更新しないと通告された。雇い止めだった。住んでいた寮は、会社が借り上げた民間の賃貸アパート。会社は物件を解約するとして、男性に退去を求めた。

立ち飲み店で知り合った友人に相談し、8畳ほどの部屋に居候させてもらえることになった。日雇いの仕事や就職活動をして過ごした。

「仕事を失うのと同時に寮から出て行かざるを得ない状況」。友人は、友人に風邪の症状が出た。PCR検査は陰性だったが、友人の勤務先の社長がやってきて、退去を迫った。男性から感染する可能性もある、というような趣旨だった。

「こんな時期だ。会社を守りたい」と思いだした。友人にも恨みはない。でも、いよいよ住む場所がなくなった。

退去前に友人宅のネット環境を使って支援者を探し当てた。メールをしたら返

信があり、近くのコンビニの駐車場に来てくれることになった。

男性はすでに仕事も失っており、まずは生活を安定させる必要があった。期限付きの住居確保給付金や返済が必要な特別貸し付けではなく、生活保護の申請を決めた。都がコロナ禍で用意したビジネスホテルで2カ月ほど過ごした後、アパートに落ち着いた。路上に出る一歩手前だった。

「まさか自分が、生活保護の制度を知っていたが、自分とは関係がないと願っていた」。コロナがなかったら、「コロナが憎い……」。それでも、支援者たちに知り合えたことは良かった、と思える。「拾ってもらった命だ」と口に出すほど、支援者らへの感謝の思いは強い。最近、介護の勉強を

## 相談急増「貯蓄崩す人にも限界が」

宅地建物取引士の柿本志信さん(60)は17年から、東京都豊島区、板橋区、練馬区で生活保護受給者らの住まいの相談にのっている。相談件数はコロナ禍で数倍に膨れあがっているという。

柿本さんは、コロナ禍で若年層に住まいの困窮が広がっていると感じる。それに、今の感染状況をみると、コロナ禍はしばらく続きそうだ。「貯蓄で持ちこたえていた人たちも限界がくる。家賃が払えず路上に出る人も増えるのではないかと心配する。

「仕事を失うのと同時に寮から出て行かざるを得ない状況」。

い状況は、リーマン・ショックの時にもみられた」と話すのは、日本福祉大の山田壮志郎教授(公的扶助論)。「08年のリーマン・ショックでは、主に製造業の派遣で働いていた人が住まいを失った。その教訓から、暮らしの安全網を整備する目的で15年に生活困窮者自立支援法が施行され、期限付きの家賃額を支給する住居確保給付金などの支援制度ができた。コロナ禍となってからは特別貸し付けや支援金もでき、東京都はビジネスホテルに無料で泊まれる緊急支援策も打ち出した。

山田教授は、「こうした支

援制度の活用もあって、「生活保護の申請件数は思ったほど伸びていない。住まいの支援を重視するハウジングファーストの考えも浸透しつつある」と評価する。だが「コロナ禍で緊急措置が必要になったことで、従来の支援制度の弱さが浮き彫りになった。緊急措置はコロナが収束したら終わり、ではない」として、「必要な措置は続けてほしい」と訴える。

経済的な事情などで住まいに困ったときの相談先には、市区町村の生活困窮者向け相談窓口や社会福祉協議会、困窮者支援団体などがある。

(井上亮寛)

援制度の活用もあって、「生活保護の申請件数は思ったほど伸びていない。住まいの支援を重視するハウジングファーストの考えも浸透しつつある」と評価する。だが「コロナ禍で緊急措置が必要になったことで、従来の支援制度の弱さが浮き彫りになった。緊急措置はコロナが収束したら終わり、ではない」として、「必要な措置は続けてほしい」と訴える。

経済的な事情などで住まいに困ったときの相談先には、市区町村の生活困窮者向け相談窓口や社会福祉協議会、困窮者支援団体などがある。

(井上亮寛)